

第5条(返金規定)

本サービスにより採用された者が、入社後、自己の都合または自己の責に帰すべき事由により早期に退職した場合、乙は甲に対し、受領済みの紹介手数料を以下の区分に従い返還するものとする(消費税別)。

- 入社後1ヶ月以内の退職:紹介手数料の80%
- 入社後1ヶ月超3ヶ月以内の退職:紹介手数料の50%
- 入社後3ヶ月超6ヶ月以内の退職:紹介手数料の10%
- 入社後6ヶ月を経過した後の退職については、返還義務を負わない。